

令和4年6月1日

海老名市議会議長

久保田 英 賢 殿

海老名市長 内 野 優

専決処分について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

記

市の義務に属する損害賠償が保険等により給付される保険金で処理される場合における和解及びこれに伴う損害賠償の額の決定に関すること。

専 決 処 分 事 項

1 損害賠償の額

235,089円

2 損害賠償の相手方

市外在住者

3 事故発生年月日

令和3年3月1日

4 事故発生場所

神奈川県海老名市国分南三丁目 地内

5 損害賠償の理由

市職員がごみの戸別収集をしている途中、塵芥車の助手席側ドアを開けた際、当該ドアが後方からオートバイで走行してきた相手方に接触し、負傷させたため

6 専決処分日

令和4年5月19日